

議会改革検討協議会終了時点(平成22年9月10日)における予・決算審査特別委員会の運営に対する各会派の意見について

	決算審査特別委員会の設置時期	分科会のあり方			指摘要望事項のまとめ方	備考
		2分科会をどうするのか (5常任委員会形式も含めて)	委員の発言時間・回数 の制限	一般傍聴		
自民党	3定前	5常任委員会形式 審査日程は3日	質問答弁の時間を含めて、所属人数割り、回数無し	5常任委員会形式可	従来通り。	全体を質すのであれば、総括的な質問を実施する。
民主党	第3回定例会(9月)から切り離し、決算がまとまった段階で開催	財政は全議員で審査し、5常任委員会単位で2つの委員会グループと3つの委員会グループに二分し、重複しないように開催する。	質問の形式は一問一答(時間、回数制限なし)	常任委員会に準じて認める。	従来通り。	財政に対する総括的な質問の実施。
公明党	現行どおりとする。 (現行より早めることは難しいのでは?)	2分科会を常任委員会単位にすることで、審議時間を今まで以上に確保し、審議を深める。特別委員会は残し、常任委員会の正副がそのまま主査、副主査を勤める。	発言時間は制限をしないが、進行に支障がないよう努める。回数は3回までとする。	現行の常任委員会の扱いどおりとする。	従来通り。	
市民ネット	次年度の予算に決算の審査結果を反映させられる時期。ただし、審査内容に関しては早めの資料提出が必要	財政局は全議員で審査し、5常任委員会単位で2つの委員会グループと3つの委員会グループに二分し、重複しないように開催する。	もう少し時間をかけることを検討し、時間制限を付けるのであれば各議員の持ち時間を確保すること。質問回数には制限を付けない。	可能とする。	指摘要望事項については、主査・副主査だけでなくそれ以外の会派(+無所属)からの代表で構成される会でまとめてはどうか。	運営の在り方だけを検討するのではなく、「決算＝前年の市政」をどのように評価するのか、ということが検討されてこそ議会改革ではないか。各議員や各会派が意見を述べるだけでなく、それを受けての議会として方向性をどう示すことができるのか、を考える必要がある。
共産党	予算は3月議会の会期中に。決算は9月議会の会期中に。いずれも代表質問などが終了後に行う。	将来的には5分科会もあるが、まだ時期尚早であるので、当面は現行の2分科会とする。審査日程を延長する。	委員の発言時間は制限しないこと。回数は3回までで委員長が認めればそれ以上でも可とする。	傍聴を認めることが重要。常任委員会が公開されて緊張感が出てきている。	議論の中で重要な意見が出ている場合、要望事項として入れることもできる。	
新政ちば	第3回定例会会期中	5分科会(常任委員会単位)を設置	時間無制限 回数は3回まで	常任委員会の運用と同様	指摘要望事項は特段設けず。	

※網掛けしている部分は全会派の合意が得られている項目です。